

競技注意事項（大会申合わせ事項）

1. 競技規則について

World Para Athletics 競技規則 2018-2019、並びに本大会申合わせ事項により実施する。

競技者は「World Para Athletics 承認競技会における広告規程」（この規定に記されていない広告に関する場合は IAAF 規定に準ずることとする）を遵守すること。

基準を超える商標についてはテープ等で隠すことになるので、その旨了解のこと。大会期間中における競技開始前の本競技場での練習においても同様とする。

2. 受付について

「競技者受付(TIC)」は競技場正面玄関で行う。

3. 練習について

下記の通り練習を認める。いずれも競技役員の指示に従い事故のないよう注意すること。

- ・ 競技場バックスタンド側走路：競技に支障のない限り練習を認める。
- ・ 車いす競技者：競技に支障のない限りバックストレートでの練習を認める。
- ・ フィールド練習では競技前の公式練習のみとする。

4. 各種書類について

- ・ 「欠場届」「重複出場届」の配布・受付けはテクニカルインフォメーションセンター（TIC）で行う。
- ・ 「リクエスト・フォーム」「ガイドランナー変更届」「スターティング・ブロック設置申請」「マーカ―設置申請」等の配布・受付けは正面玄関「TIC」で行う。
- ・ 各申請書については、余裕を持って提出をすること。なお提出場所は全て「TIC」とする。

5. 招集

- ① 招集場所は競技場内 100m スタート付近とする。
- ② 下記の招集時刻に招集所に集合し、審判員からチェックをうける。

種目	招集開始時刻	招集完了時刻
トラック競技	競技開始時刻の 30 分前	15 分前
フィールド競技	競技開始時刻の 40 分前	20 分前

- ③ 招集所では胸・背・腰のナンバーカード、スパイク、衣類・バックなどの商標、車いす・投てき台のチェックを受ける。また、競技規則 7 条 3(b)により、携帯電話等の機器は競技場内に持ち込むことはできない。
- ④ 欠場する場合は、直ちに欠場届を「TIC」招集所に提出すること。欠場届が提出されず招集時刻に遅れた場合は当該種目を欠場したものとする。
- ⑤ 競技種目が重なり一方の種目の招集完了時刻に間に合わない場合は、招集所に重複出場届

を提出すること。

ナンバーカードについて

- ① ナンバーカードは、1名につき2枚配布する（胸・背用）（競技規則6条7・8）。
- ② ナンバーカードは、交付された大きさのまま付けること。ただし、走高跳は胸・背いずれかに付けるだけでもよい。
- ③ 車いす競技者は、背用を車いすまたは投てき台の後部につける。
- ④ トラック種目では、招集所で配布された腰ナンバーカードを指示された腰（右側面）に確実に付けること。ガイドランナーも同様。車いす競技者はヘルメット右側面（外側）に付けること。

注：安全ピンは個人で準備すること。忘れた場合は「TIC」で販売している。

6. 競技場への入退場

- ① 競技場への入場はIDカード携行者のみとする。IDカードは全競技終了後「TIC」へ返却すること。
- ② 招集所から競技場への入場、および競技終了後の退場は競技役員の指示に従うこと。

7. 競技について

- ① 招集完了後は練習を含めてすべて競技役員の指示に従うこと。
- ② トラック競技
 - i. レーン順は、プログラム記載順による。
 - ii. 参加人数により予選を行わない場合がある。
 - iii. タイムにより次のラウンドに進む競技者の決定について、同記録の競技者がありレーンが不足する場合は、写真判定員主任が0.001秒単位の時間を判定して決定する。それでも決まらない場合は、当該の競技者または代理人による抽選とする。（IAAF競技規則第167条）
 - iv. 短距離種目では、衝突事故を防止するためフィニッシュ後も自身のレーンを走ること
 - v. プログラム進行上支障をきたす場合は、競技を中止させる場合がある。
- ③ スタート
 - i. スタートの合図はすべて英語（「on your marks」「set」）で行う。
 - ii. トラック競技はすべて写真判定システムを使用する。
 - iii. 競技規則17条のとおり、1回目の不正出発で失格となる。
 - iv. スタート・インフォメーション・システムは使用しない。従いT11-13, T20の400mまでの種目でのアジア記録、世界記録は公認されない。但し、日本記録は公認される。
- ④ アイマスク、・アイパッチ、テザー

T11/F11の競技者は、完全に光を遮断し隙間なく顔に密着する不透明な眼鏡、アイマスクまたは適切な代用品、およびその下に「アイパッチ」を着用して競技しなければならない。

眼鏡使用時の隙間は認められない。検査は招集時に行うが、スタート地点、並びにフィールド競技場所で再検査を行う事がある。なお、不透明な眼鏡、アイマスクまたは適切な代用品、アイパッチ、テザー（30 cm以下：トラック種目）は各自が用意すること。（WPA 規則第6条 20a）

⑤ ガイド、およびアシスタント

- i. ガイドランナーおよびアシスタントは、主催者が用意したオレンジ色のビブスを着用すること。ビブスは招集時に競技者の確認後に配布し、競技終了後、招集所に返却すること。
- ii. T11、T12 の競技者とガイドランナーは、ガイドランナー交代時を除き、常にテザー（30 cm以下）でつながっていなくてはならない。違反した場合は失格となる。
- iii. T11、T12 のガイドランナーが競技者の推進を助ける助力を加えた場合、またフィニッシュ時に競技者の前方に位置した場合は、ガイドランナーによる違反として競技者は失格となる。
- iv. T11、T12 の跳躍競技および F11、F12 の投てき競技において、T11 の跳躍は 2 名以内、それ以外は 1 名のアシスタントを同行させることができる。アシスタントは、ルール上支障がない限り競技者を誘導することができるが、競技成立以前にエリア内（走幅跳・三段跳の場合は「砂場」、砲丸投や円盤投の場合は「サークル」、やり投の場合は「助走路」とその角度線の内側）に侵入し競技者を誘導した場合は、アシスタントによる違反となり、その試技は無効試技となる。
- v. T12、T20、T35-38、T42-47、T61-64 のトラック競技においては、スターティング・ブロックの位置を示す所定のリクエスト・フォームを提出することにより、競技者に代わり競技役員がスターティング・ブロックを設置することができる。
- vi. T20、T35-38、T42-47、T61-64 の走幅跳、三段跳およびやり投においては、助走路に置くマーカーの位置を示す所定のリクエスト・フォームを提出することにより、競技者に代わり競技役員がマーカーを設置することができる。
- vii. F31-F33 および F51-F54 の投てき競技においては、アシスタントを同行させることができる。座位投てき競技のアシスタントは競技者の投てき台設置及び投てき台への移動の補助はできるが、試技中は競技エリアから離れなければならない。

⑥ フィールド競技

- i. 走高跳において、練習の高さ、競技開始の高さ及び競技開始後の上げ幅については、競技役員と選手が協議のうえ決定する。
- ii. T11、T12 の走幅跳及び三段跳においては、1m×助走路幅に白色で記した区域を踏切エリアとする。その位置は、走幅跳の場合は着地区域から 1mの位置に最先端を設置するが、状況により踏切位置を調整することがある。

- iii. 三段跳の踏切エリアは、T11 は 9m、T12 及び T13 については 11mを原則とするが、競技役員と競技者が協議のうえ、技術代表あるいは審判長が最終決定する。
- iv. 立位のフィールド競技において、後半 3 回の試技順は前半 3 回までの試技で記録した成績の低い順とする。複数のクラスで同時進行する場合は、クラス毎に試技順の変更を行う。
- v. 競技者を投てき台に固定し、練習投てきのための時間は F32-34 および F54-57 は 4 分以内、F31 および F51-53 は 5 分以内とする。
- vi. 座位投てき種目における服装（下衣）は、身体に密着していなければならない（スパッツなど）
- vii. 座位の投てき競技は 6 連投とする。
- viii. Raza ポイントシステムは使用しない。

⑦ 車いす競技

- i. 車いすおよび座位投てき用の投てき台の検査は招集時に行うが、競走競技ではスタート地点で、投てき競技では競技エリアで再検査を行う事がある。
- ⑧ 車いすの競走競技に出場する競技者は、必ずヘルメットを着用すること。
- ⑨ 規則 8 条 2 および規則 17 条 5 による警告を 2 回受けた競技者は失格とし、本競技会における以後のすべての種目に出場できなくなる。

8. 競技用具

- ① 競技に使用する器具は主催者が用意したものを使用しなければならない。ただし、検定を受け合格した投てき物（競技開始 1 時間前に招集所に持ち込み、検定を受けること。主催者借上げ扱いとし、共有できるものとする）、投てき台は個人所有のものを使用できる。また、不透明な眼鏡、アイマスクまたは適切な代用品、アイパッチ、テザーについては各自が用意すること。
- ② 跳躍種目とやり投では、主催者が用意したマーカーを 2 個まで助走路に置くことができる。サークルを使用する投てき種目は 1 個だけ置くことができるが、個人の所有物は使用できない。

9. クラス分け

- ① 国際クラス分けステイタスを持たない日本パラ陸上競技連盟登録者で、本連盟クラス分け委員から指示された選手は、クラス分けを受けなくてはならない。該当する選手には別途個々に通知する。
- ② クラス分けについては日本パラ陸上競技連盟 2019 年度版クラス分け説明表を参照のこと。IPC 登録及び国際クラス分けが終了している選手は、そのクラスで行った競技の記録が World Para Athletics 公認記録となる。

10. ドーピング・コントロール・テスト

- ① 本競技会は、日本アンチ・ドーピング規程に基づくドーピング・コントロール対象大会である。
- ② 本競技会参加者は、競技会にエントリーした時点で日本アンチ・ドーピング規程に従い、ドーピング・コントロール手続の対象となることに同意したものとみなす。
- ③ 未成年者(18歳未満)については、ドーピング検査を含むドーピング・コントロール手続に対する親権者からの同意を日本パラ陸上競技連盟へ別途提出しているもののみエントリーできる。同意書は日本パラ陸上競技連盟のホームページ<医事委員会>からダウンロードできる。本同意書については一度提出した選手は再提出の必要はない。
- ④ ドーピング・コントロール・テストを指示された競技者は、ドーピング検査員の指示に従ってテストを受ける。テストを受ける競技者は付き添いを付ける事ができるので、希望する競技者は連絡先(携帯電話など)を事前に準備しておくこと。
- ⑤ 本競技会参加者は、本競技会において行われるドーピング検査(尿・血液等検体の種類を問わず)を拒否又は回避した場合、検査員の指示に従わない場合、帰路の移動等個人的諸事情によりドーピング検査手続を完了することができなかつた場合等は、アンチ・ドーピング規則違反となる可能性がある。アンチ・ドーピング規則違反と判断された場合には、日本アンチ・ドーピング規程に基づき制裁等を受けることになるので留意すること。
- ⑥ 競技会・競技会外検査問わず、血液検査の対象となった競技者は、採血のため、競技/運動終了後2時間の安静が必要となるので留意すること。
- ⑦ 日本アンチ・ドーピング規程の詳細内容およびドーピング検査については、公益財団法人日本アンチ・ドーピング機構のウェブサイト(<http://www.playtruejapan.org>)にて確認すること。

11. 抗議と上訴

抗議は、規則第4章に従って定められた時間(大型スクリーン表示時刻を基準とする)内に競技者自身または代理人が担当総務員に口頭で申し出る。審判長が判定し、TICを通じて裁定を伝える。この裁定に不服がある場合は、「上訴申立書」に記入のうえ、預託金(2万円)を添え、TICを通じて Jury に申し立てを行うこと。「上訴申立書」は「TIC」にある。

12. 記録証

競技終了者には記録証を発行する。(希望者のみ)競技終了後希望する選手はすみやかにメインスタンド1階にある記録証発行所にて申請をすること。なお、記録証の郵送等は行わない。

13. 一般注意事項

- ① IDコントロールを実施するので、配付したIDカードは常に携帯すること。
- ② トレーナーブースは中央玄関を入り左側会議室に設置されている。
- ③ 競技結果および番組編成リストは競技場中央入り口付近に掲示する。また、速報サイトに

も随時掲載していく。

- ④ プログラムに誤記がある場合は、すみやかに「TIC」に申し出ること（受付用紙も「TIC」に置く）。
- ⑤ 各種目の世界記録およびアジア記録については、令和元年6月8—9日開催の日本パラ陸上競技選手権の終了時点の記録を引用している。
- ⑥ 撮影についてのお願い：悪質な写真・ビデオの盗撮が多発しており、選手をこれらの被害から守るため、本大会中撮影が許可されるのは下記の者に限る。
 - 1) 大会運営本部より許可され、腕章またはビブスを付けたカメラマン
 - 2) 大会出場学校、クラブ等の関係者
 - 3) 当該選手の保護者、家族等
 - 4) 大会事務局

また、撮影禁止区域が設定されている場合は、その区域からの撮影は出来ない。

なお、上記に該当するか確認することがある。

- ⑦ 大会期間中撮影した画像・映像は、関東パラ陸上競技協会および協賛社の広報、またその他パラ陸上競技普及に関する広報に使用することがある。
- ⑧ 応急処置、その他健康上の問題が生じた場合は医務室に連絡すること。ただし、大会では応急処置しかできないので、参加にあたっては医師の診断を受けるなど、自己の責任において健康と安全に十分留意すること。なお、競技者はスポーツ安全保険に加入しているので、この保険が適用される場合がある。
- ⑨ 救急車などの緊急車両を手配する事態が起きた場合は、一刻を争う事態でない限り大会本部および競技場側を通じて行うこと。
- ⑩ 競技場
 - i. 当競技場は08:00開門、18:00閉門とする。
 - ii. 貴重品及び荷物は各自で管理すること。万一の事故があっても責任は負わない。
 - iii. 届けられた遺失物は「TIC」で保管する。なお、保管期間は競技終了までとする。
 - iv. 競技会場における広告及び展示物は「他の観客の邪魔となるような応援ののぼり等の掲出は認めない」。
 - v. 競技場の環境美化に協力する事。各自出したゴミは持ち帰ること。
- ⑪ 更衣室など
 - i. 選手更衣室は、本競技場メインスタンド1階に用意している。
 - ii. 更衣室内ロッカーは「TIC」で専用カードの手続きを行ってから使用することができる。ただ、設置台数が限られているので希望に添えない場合もある。使用後は必ず返却すること。（各日ごと返却）
 - iii. 更衣室内のシャワー室も使用できる。

⑫ 近隣のバス停時刻表、臨時バスの運行の案内を競技者受付横の掲示板上に張り付けておく。

⑬ 競技用車椅子、投てき台等の発送について

大会本部は、ヤマト運輸に依頼しており手続きは下記のとおり。

集荷：7月6日（土）午後5時30分頃 7月7日（日）午後5時30分頃 予定

伝票：着払いのみの対応。専用伝票は「TIC」で配布する。

梱包：依頼者の責任において梱包を行いプログラム記載されている車いす、投てき台置き場に置いておくこと。

問合せ先：ヤマト便 連絡先 固定電話0120-01-9625

荷物の配送に関する問い合わせは依頼者本人が行うこと。

以上